

(3) 後発医薬品の使用促進

4.2億円(9.2億円)

患者及び医療関係者が安心して後発医薬品を使用することができるよう、品質・安定供給の確保、情報提供の充実及び普及啓発等による環境整備に関する事業等を実施する。

※ 診療報酬改定においても、後発医薬品を多く使用している医療機関・薬局に対する評価の充実等、後発医薬品の使用促進に取り組む。

(4) 医薬品・医療機器の安全対策の推進

10億円(10億円)

医薬品・医療機器による健康被害の再発防止を図る観点から、国内外の情報収集・分析・評価体制の強化を引き続き行うとともに、医療現場に対する効果的な情報提供手段の検討を進め、安全対策の充実・強化を図る。

(5) 医薬品・医療機器の迅速な提供

16億円(7.8億円)

欧米では承認されているが、わが国では未承認の医薬品又は適応であって、医療上特に必要性が高いものについて、承認迅速化の方策について検討を行うとともに、医薬品医療機器総合機構の審査員を増員し、審査の迅速化を図る。また、有効で安全な新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにするため、医薬品に係る日中韓三国における臨床データの民族的要因の解明、規制制度の調査・当局間協議を行い、医療機器に関しては米国規制当局との交流・情報交換を行うなど、世界同時開発・審査の促進を図る。

7 食の安全・安心の確保

150億円(151億円)

(1) 輸入食品の安全確保策の強化

114億円(118億円)

① 輸入食品の監視体制の強化

23億円(26億円)

検疫所の輸入食品のモニタリング検査の充実等を図るとともに、輸入食品監視のためのシステムを改善し、輸入手続きの最適化を進める。

② 対日輸出施設の査察体制の強化

10百万円(7百万円)

輸出国における食品安全対策に関し、輸出国の衛生状況等に関する事前調査や計画的な現地査察を実施するとともに、新たに原材料の生産・製造段階の管理体制も調査する。

(2) 残留農薬、食品添加物、容器包装等の安全性の確保 15億円(16億円)

① 残留農薬等ポジティブリスト制度の着実な推進 5.5億円(6.1億円)

ポジティブリスト制度(農薬等が一定量を超えて残留する食品の販売等を原則禁止する制度)において、国際基準等を参考に農薬等の基準の見直しを計画的に行い、制度の着実な推進を図る。

② 食品添加物、容器包装等の安全性確認の計画的な推進 8.9億円(9.3億円)

新たな毒性試験を活用しつつ、食品添加物等の安全性の見直しを計画的に実施する。また、食品用容器包装等に用いられる化学物質の規制については、毒性等の基礎データを収集するなど、ポジティブリスト制度の国内導入に向けた調査検討を行うとともに、リサイクル素材等を使用した器具・容器包装等について、ガイドライン作成を進める。

(3) 健康食品の安全性の確保等の推進 44百万円(52百万円)

健康被害を未然に防ぐため、食品成分について安全性試験や分析調査を行うとともに、発生時の迅速かつ適切な対応を図る。

(4) 食品安全に関する情報提供や意見交換(リスクコミュニケーション)の推進

14百万円(17百万円)

食品安全基本法、食品衛生法に基づき、国の責務として位置づけられているリスクコミュニケーション(消費者等との双方向の意見交換)について、消費者庁の設置等に伴う消費者の意識の高まりに対応するため、広く消費者等と意見・情報交換を行うなど、消費者の視点に立った事業の実施を推進する。

(5) 食品の安全の確保に資する研究等の推進 15億円(15億円)

輸入食品の安全性確保、BSEの人への影響等の様々な問題に対し、科学的根拠に基づく安全性に関する調査研究、先端技術を応用した検査技術の開発とともに、油症研究の充実を図るなど、食品の安全の確保に資する研究を推進する。

第6 障害者支援の総合的な推進

障害者等が当たり前に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる社会を実現するため、障がい者制度改革推進本部等における各種の制度改革の一環として、障害者福祉制度を制度の谷間がなく、利用者の応能負担を基本とする制度に抜本的に見直していくこととあわせて、新たな制度ができるまでの間においても、障害福祉サービス等の利用者負担について更なる軽減を図る。

また、良質な障害福祉サービスの確保や地域生活支援事業の着実な実施等を図るとともに、精神保健医療福祉や発達障害者等支援の推進を推進する。

なお、平成22年度より身体障害者の範囲を拡大し、障害者自立支援医療等の対象に肝機能障害を加える。

1 利用者負担の軽減(新規)

107億円

新たな総合的な制度ができるまでの間、低所得(市町村民税非課税)の障害者等につき、福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料とする。(第6-2の内数)

(参考):現行の低所得の障害者に係る利用者負担

○福祉サービス(居宅)・・・最大 3,000円

○福祉サービス(通所)・・・最大 1,500円

○福祉サービス(入所、グループホーム等)・・・最大24,600円

○補装具・・・最大24,600円

2 障害福祉サービス等による障害者支援の推進

1兆904億円(9,671億円)

(1)良質な障害福祉サービスの確保

5,719億円(5,072億円)

ホームヘルプ、グループホーム、就労移行支援事業等の障害福祉サービスについて、障害福祉計画に基づく各市町村における取組の推進を図る。

○ 福祉・介護職員の処遇改善事業

福祉・介護職員の雇用環境を改善するため、平成21年度第1次補正予算(1,070億円)において都道府県に対する交付金(障害者自立支援対策臨時特例交付金)により、福祉・介護職員の賃金の確実な引上げなど福祉・介護職員の処遇改善に取り組む事業者に対し、福祉・介護職員1人当たり月額平均1.5万円の賃金引上げに相当する額を助成する。(平成23年度まで)

(2) 地域生活支援事業の着実な実施 **440億円(440億円)**

障害者のニーズを踏まえ、移動支援や地域活動支援センター機能強化など障害者の地域生活を支援する事業について、市町村等における事業の着実な実施及び定着を図るとともに、事業の実施が遅れている地域の支援や実施水準に格差が見られる事業の充実を図る。

(3) 障害者に対する良質かつ適切な医療の提供 **1,954億円(1,447億円)**

心身の障害の状態の軽減を図る自立支援医療(精神通院医療、身体障害者向けの更生医療、身体障害児向けの育成医療)を提供する。

(4) 障害福祉サービス提供体制の整備 **124億円(128億円)**

障害者の就労支援や地域移行支援の充実を図るため、就労移行支援等の障害者の日中活動に係る事業所やグループホーム等の整備を促進する。

(5) 障害者虐待防止等に関する総合的な施策の推進(新規) **4.7億円**

障害者虐待の防止や虐待を受けた者に対する支援を行うため、地域における連携体制の整備やこれらの職務に携わるための専門的な研修の実施、虐待を受けた障害者等へのカウンセリング等を行う。

(6) 障害者総合福祉推進事業の創設(新規) **5億円**

障害者自立支援法廃止後の新たな総合的な制度の検討、制度施行のために具体的な検討が必要となる課題について、地域における実践的工夫や取組及び実態の把握を行うため、「障害者総合福祉推進事業」を創設する。

3 精神医療の質の向上、地域移行支援などの精神障害者施策の推進等
282億円(265億円)

(1) 精神科救急医療体制の充実・強化 **23億円(21億円)**

一般救急医療と精神科救急医療の連携のため、身体合併症患者を積極的に受け入れる身体合併症対応施設(47か所)への医師等の配置による救急搬送受け入れ体制を強化する。

(2) 精神障害者の地域移行・地域生活支援の推進 **17億円(17億円)**

精神障害者の地域移行の推進を図るとともに、未治療・治療中断の者に対する訪問等による医療的支援の提供、若年層における精神疾患の早期発見、早期対応のための取組等を通じた地域生活支援を推進する。

(3) 心神喪失者等医療観察法の医療提供体制の充実・強化

235億円(220億円)

心神喪失者等医療観察法を適切に施行するため、指定入院医療機関の確保を行うとともに、対象者の地域における継続的な医療の提供と社会復帰の促進を図る。

(4) 精神障害に対する国民の正しい理解の促進

81百万円(80百万円)

精神疾患・精神障害に対する理解を深めるため、国民各層への普及啓発の取組の中で、特に若年層を中心とした普及啓発を推進する。

4 発達障害者等支援施策の推進

7.5億円(8.8億円)

(1) 発達障害者の地域支援体制の確立

2億円(2.2億円)

発達障害者支援センターにおいて、発達障害者やその家族等への相談・発達支援等を行うとともに、発達障害者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援を行うための体制整備を推進し、更にペアレントメンターの養成や発達障害特有のアセスメントツールの導入促進等を行うことにより、地域における支援体制の強化を図る。

(2) 発達障害者の支援手法の開発や普及啓発の着実な実施

5.4億円(6.5億円)

発達障害者一人一人のニーズに対応する一貫した支援となるよう先駆的な取組を通じて有効な支援手法を開発・確立するとともに、発達障害者支援に携わる専門的な人材の育成や、発達障害情報センターによる全国の関係機関等への情報提供を行う。

また、「世界自閉症啓発デー」を契機に、自閉症をはじめとする発達障害に関する正しい知識の浸透を図るための普及啓発を行う。

(3) 高次脳機能障害者の支援体制の確立

12百万円(13百万円)

各都道府県が整備する支援拠点機関において、高次脳機能障害者やその家族に対する情報提供、相談業務等を行うとともに、ネットワークの強化により適切な診断、訓練、リハビリテーションが行えるよう体制の確立を図る。

また、国立障害者リハビリテーションセンターにおいて、支援拠点機関の従事者等を対象とした研修を行い、適切な支援の普及及び支援サービスの質の均てん化を図る。

5 障害者に対する就労支援の推進(再掲・28ページ参照)

230億円(228億円)

- (1)雇用・福祉・教育等の連携による地域の就労支援力の強化 65億円(59億円)
- (2)障害特性に応じた支援策の充実・強化 19億円(14億円)
- (3)障害者に対する職業能力開発支援の推進 60億円(64億円)
- (4)「工賃倍増5か年計画」の着実な推進 7.9億円(17億円)

これまでの取組について、都道府県や事業所が行っている効果的な事業を更に促進するとともに、新たに、複数の事業所が協働して受注、品質管理等を行う事業を定額補助(10/10相当)で実施すること等により、工賃の引き上げに向けた取組の強化を図る。

第7 良質な介護サービスの確保

良質な介護サービスの確保のため、安心して安定的な介護保険制度運営の確保を図るとともに、地域包括ケアを提供できる体制等の整備を進める。

また、介護サービスを担う人材を確保するため、介護職員の賃金を引き上げ、処遇の改善を図る。

○ 介護職員処遇改善交付金

介護職員の雇用環境を改善するため、平成21年度第1次補正予算(3,975億円)において都道府県に対する交付金により基金を創設し、介護職員の賃金の確実な引上げなど介護職員の処遇改善に取り組む事業者に助成する。(1人当たり月額平均1.5万円相当の助成。平成23年度まで)

1 安心して質の高い介護サービスの確保 2兆1,966億円(2兆978億円)

(1) 地域における介護基盤の整備 283億円(407億円)

① 都市部における低所得高齢者の居住対策の促進(新規)

低所得高齢者に対する居住対策として、都市部を中心とした地域において、見守り機能を備えた軽費老人ホームの整備に対し助成を行う。

② 既存小規模福祉施設スプリンクラー整備事業の推進

スプリンクラー設置が義務付けられた認知症高齢者グループホーム等既存の小規模福祉施設に対し、スプリンクラー設置に係る費用等を支援する。

○ 介護基盤の緊急整備等

平成21年度第1次補正予算（3,294億円）において都道府県に対する交付金により基金を創設するなど、介護施設に係る以下の事業を実施する。（平成23年度まで）

（1）介護基盤の緊急整備等

地域の介護ニーズに対応するため、施設整備交付金（ハード交付金）を拡充するための基金の設置等により、特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所等を緊急に整備する。

また、消防法施行令の改正により、平成21年4月から新たにスプリンクラーの設置が義務付けられた既存の広域型特別養護老人ホーム、有料老人ホーム等に対して助成を行い、スプリンクラー整備の促進を図る。

（2）施設の開設準備経費等についての支援

特別養護老人ホーム等の円滑な開所のため、開設準備に要する経費について助成を行う。また、大都市部等における施設用地確保の負担軽減を図るため、定期借地権設定により用地を確保する場合の一時金に対する助成を行う。

※ 介護関係施設等以外の障害者支援施設、乳児院及び救護施設等の福祉施設におけるスプリンクラー整備は、社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金（平成21年度第1次補正予算（1,062億円））において対応。（平成23年度まで）

（2）安定的な介護保険制度の運営 2兆1,501億円（2兆378億円）

介護保険制度を着実に実施するため、介護給付、地域支援事業等の実施に必要な経費を確保する。

（3）適切なサービス提供に向けた取組の支援等 182億円（193億円）

①適切なサービス提供に向けた取組みの支援 135億円（148億円）

要介護認定の認定調査員等に関する研修や、社会福祉法人による低所得者に対する利用者負担軽減措置等の取組みを行う。

②認知症施策の総合的な推進 36億円（39億円）

認知症疾患医療センターについて、認知症の周辺症状や身体合併症に対する双方の医療を担う中核的機能の充実を図るとともに、若年性認知症自立支援ネットワークの充実等、認知症施策の総合的な支援を推進する。

③地域住民に対する医療・介護を含めた地域包括ケアの確立（第7-2（次頁）で詳述）

11億円（5.8億円）

2 地域住民に対する医療・介護を含めた地域包括ケアの確立

11億円(5.8億円)

(1) 市町村地域包括ケア推進事業の実施(新規) 5.5億円

市町村における地域包括ケアを推進していくために、地域包括支援センター等を活用して、介護保険外のサービスや住宅関係の情報を含めた高齢者の地域生活を支えるサービス等に関する情報の収集・発信機能を強化する事業や、見守り活動等地域のネットワーク構築を支援する事業等を行う(全国で50ヶ所)。

併せて、集合住宅等に居住する高齢者に対し、24時間365日対応窓口を設置し、介護保険外のサービスを含めた関係事業者等が連携して総合的にサービスを提供する事業等を実施する。

(2) 地域における住民参加型サービスの担い手の養成 2.6億円(2.6億円)

地域住民を対象に生活・介護支援に関する研修を実施し、住民参加型サービスの担い手となるサポーターを養成する事業を拡充する。

(3) 訪問看護サービスに対する支援 2.5億円(3.2億円)

訪問看護サービスの安定的な供給を維持する体制を整備するため、訪問看護支援事業を実施する。

第8 安心して働くことのできる環境整備

国民が将来に希望を持って安心して働くことができる社会を実現するため、最低賃金の引上げの検討や労働災害の防止、労働者の心身の健康確保のための対策等を実施する。

1 最低賃金の引上げに向けた検討(新規)

1億円

最低賃金の引上げによって影響を受ける地域や業界団体において、賃金実態の調査、最低賃金の引上げのための課題等の検討を行う。

2 仕事と生活の調和の実現

138億円(157億円)

(1) 労働時間等の見直しに向けた取組の促進

16億円(20億円)

我が国社会の活力を維持・発展させていくため、今後の景気回復期も含め長時間労働を抑制し、また、休暇取得促進を図る観点から中小企業事業主に対する助成措置を拡充(制度面に踏み込んだ改善をした場合、50万円を上乗せ助成)するなど労働時間の短縮や年休の取得促進に向けた取組を進める企業等に対する支援の充実を図る。

(2) 改正労働基準法の施行等による長時間労働の抑制

2.4億円(2.4億円)

月60時間を超える時間外労働の割増賃金率を50%に引き上げる改正労働基準法が平成22年4月から施行されることを踏まえ、その履行確保を図るため、事業場に対する36協定の適正化指導や、中小企業における割増賃金率引上げの好事例の情報提供等を実施し、長時間にわたる時間外労働の抑制を図る。

(3) 仕事と家庭の両立支援(再掲・20ページ参照)

98億円(100億円)

(4) 男性の育児休業の取得促進

30百万円(14百万円)

父親も子育てができる働き方の実現に向けて、父母がともに育児休業を取得する場合、育児休業取得可能期間を延長(1歳2ヶ月)する制度(パパ・ママ育休プラス)等の導入を内容とする育児・介護休業法の改正の周知徹底等により、男性の育児休業取得を促進する。

(5)短時間正社員制度の導入・定着の促進 1.5億円(1.5億円)

短時間でも正社員としての安定した働き方である短時間正社員制度の導入・定着を促進するため、導入企業の具体的事例等に基づくノウハウの提供等を行うとともに、特に制度の定着を支援するため、本制度を運用する事業主に対する助成措置の拡充(制度利用者2人目～10人目まで:15万円→20万円(大企業10万円→15万円))を図る。

(6)適正な労働条件下でのテレワークの普及促進 1.2億円(1.4億円)

テレワーク・セミナーやテレワーク相談センターを通じ労働条件面での啓発・助言を行い、適正な労働条件下でのテレワークの普及を促進する。また、在宅就業を仲介する機関による安定的な仕事の確保の支援等により、適正な在宅就業環境の整備を図る。

(7)生涯キャリア形成支援の推進 (再掲-27ページ参照) 19億円(32億円)

3 労働災害の防止、労働者の心身の健康確保のための対策

76億円(85億円)

(1)企業におけるメンタルヘルス対策 42億円(45億円)

各都道府県に設置したメンタルヘルス対策支援センターにおいて、メンタルヘルス不調の予防、不調者の早期発見・早期治療のための対策、職場復帰等メンタルヘルス対策の支援を総合的に実施する。また、職場の管理監督者等へのメンタルヘルス教育の実施や、職場復帰の支援に関する取組を強化するとともに、労働者のストレス対処に関する取組への支援等を実施する。

(2)重篤な労働災害の防止 7.1億円(10億円)

災害が多発している機械に係る安全対策の充実等、重篤な労働災害の防止対策等の実施により、職場における安全衛生対策を推進する。

(3)化学物質や石綿による健康障害の防止等 26億円(29億円)

化学物質、ナノマテリアルや石綿による健康障害の防止を図るため、化学物質のリスク評価、ナノマテリアルの有害性等の試験、建築物の解体作業等における石綿ばく露防止対策等を実施する。

(4)被災労働者の職業生活の支援(新規) 1億円

医療機関と企業が連携・調整を図りながら疾病等の種類や職務内容等に応じた効果的な治療・リハビリ等を行うことができ、かつ職業生活の安定を図ることができる方策「治療と職業生活の両立等の実現」の実施に向けた支援手法の調査研究・開発を実施する。

4 労働紛争の予防と解決

45億円(44億円)

(1)労働関係法令遵守に向けた指導監督の徹底、体制整備等

14億円(13億円)

労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法等の遵守の徹底を図るため、監督指導等を実施するとともに、そのために必要な体制の整備を図る。

また、労働時間等労働条件の改善に特別の取組が必要な業種・職種等(介護分野の労働者、技能実習生、自動車運転者等)に関して、適切な労働時間の管理等の支援や、労働条件の改善に向けた指導を実施する。

(2)労働問題に関するワンストップ相談体制の整備

16億円(15億円)

総合労働相談コーナーによる労働問題に関するワンストップ相談体制を整備するとともに、制度発足以降増加を続けている個別労働紛争を円滑かつ迅速に解決するための体制を強化する。

(3)労使に対する労働条件についての情報提供その他の支援の実施

1.4億円(1.1億円)

労働契約法、労働基準法等について、セミナーの実施等により労働者への情報提供、働くルールに関する教育を実施する。また、事業主に対しても、法令に即し適切な労務管理が行われるよう労働契約法等に関する啓発指導等を実施する。

(4)雇用機会均等確保に向けた取組の推進 (再掲・28ページ参照)

7億円(8.3億円)

(5)労働保険の適用促進

7億円(7.1億円)

労働保険に未加入となっている事業所に対する労働保険の適用促進や適正徴収等の一層の促進を図る。また、雇用される労働者に雇用保険への適用促進を図る。

第9 暮らしの安心確保

景気の急速な後退に伴う格差の拡大傾向、若年失業者の増大等を背景に高まっている生活不安を解消し、すべての社会保障制度における最後のセーフティネットである生活保護制度等の社会保障の機能強化を図る。

○「住まい対策」の拡充

平成21年度第2次補正予算案(700億円)において

- ・ 「住宅手当」の拡充(最長6か月間→一定の条件下で3か月間の延長措置が可能)
- ・ ホームレス自立支援の推進(空き社員寮等の借り上げによる「緊急一時宿泊施設」の設置等の継続的支援を拡充)
- ・ 就労支援事業の強化(福祉事務所等に配置する生活保護受給者を対象とする就労支援員を約2,500名増員(550名→3,050名)、住宅手当受給者を対象とする住宅確保・就労支援員を約1,250名増員(1,250名→2,500名)等により、生活・就労支援を強化する。

1 生活保護制度の充実

(1) 母子加算の支給

183億円

平成21年12月より復活した母子加算(月額23,260円(子一人、居宅【1級地】))について、子どもの貧困解消を図るため、平成22年度においても引き続き支給する。

(2) 子ども手当の創設を踏まえた措置

子ども手当(平成22年度は児童手当と併せて月額13,000円)の創設を踏まえ、同手当を収入認定した上で、子ども手当の効果が被保護世帯に満額及ぶよう所要の措置を行う。

(3) 生活保護に係る国庫負担

2兆2,006億円(2兆585億円)

生活保護を必要としている者に対して適切に保護を行うため、生活保護制度に係る国庫負担に要する経費を確保する。

(4) 居宅生活移行支援事業(新規)

セーフティネット支援対策等事業費補助金(240億円)の内数

被保護者に対して、自立・就労を支援する職員を配置する無料低額宿泊施設に財政支援を行う居宅生活移行支援事業(100か所程度)を実施する。